

# 高齢者福祉サービスをご利用ください

申・問／長寿はつらつ課 ☎463-1921

令和6年度に実施の高齢者福祉サービスの一部をご案内します。希望される方は事前にお問い合せください。詳しくはリーフレット「高齢者福祉サービスのご案内」または市ホームページをご確認ください。



市ホームページ



## 配食サービス

栄養のバランスのとれた昼食をお届けするとともに、利用者の安否確認を行います。

**対象**／食事の支度が困難で、ほかの方から食事の提供を受けられない65歳以上のひとり暮らし等の方

**種類**／普通食・きざみ食・おかゆ・糖尿病食等

※配食業者により異なります。

**利用料**／1食当たり600～800円

※市からは1食当たり200円を補助します。



## 安心見守り・緊急通報システムの設置

緊急時にボタンを押すことで消防署に通報できる機器を設置します。(設置には固定電話回線が必要)

**対象**／①慢性疾患は無いが日常生活に不安を感じる65歳以上のひとり暮らし等の方

②心臓疾患や脳疾患等の慢性疾患により発作が起きた際に、自身で119番通報する事が困難な方

**利用料**／①月500円(生活保護受給者は免除)

②無料



## はいかい高齢者等見守りシールの配付

はいかいの見られる高齢者等の早期発見・保護を目的とし、靴等に貼り付けできる個人を特定する番号を付したシールを配付します。

**対象**／はいかいの見られる高齢者等の家族

**配付枚数**／10足分 **利用料**／無料



## バス・鉄道共通カードチャージ料の交付

外出支援を目的として、対象の方にバス・鉄道共通カードのチャージ料を交付します。

**対象**／令和7年3月31日時点で70歳以上の方

**申請方法**／申請書に必要事項を記入し、郵送または朝霞市電子申請システムによる電子申請

※対象の方に申請書・返信用封筒(切手不要)を送付します。

**給付金額**／70歳になった方は3,000円分、71歳以上の方は2,000円分を指定口座に振り込み

**その他**／申請は、一人につき年度内1回限りです。



## 車いすの貸し出し

ケガなどで一時的に車いすが必要になった場合に、2週間を限度に貸し出しを行います。

**対象**／一時的に車いすを必要とする65歳以上の方

**利用料**／無料

**貸出場所**／長寿はつらつ課・内間木支所・各出張所・各公民館



## 家具転倒防止器具等設置費の補助

地震による家具の転倒等を防止する、転倒防止器具等を取り付ける際の費用の一部を補助します。

**対象**／65歳以上のみで構成されている高齢者世帯

**補助対象**／家具転倒防止等に有効な器具・ガラス飛散防止に有効なフィルムと取付費用

**補助金額**／1世帯1回に限り1万円(限度)



## 高齢者住宅の提供

民間アパートなどに住み、立ち退きを求められている方に住宅を提供します。(募集は空室ができた次第随時)

**対象**／次のすべての要件に当てはまる方

- ・65歳以上でひとり暮らしの方
- ・市内に継続して3年以上住民登録があること
- ・借家、アパートなどに居住し、建て替え等により立ち退きを求められていること
- ・自立して日常生活を営むことができること

※本人の事由による立ち退きは対象外です。



## 紙おむつの支給

**対象**／住民税が非課税の65歳以上の在宅の方で、寝たきりもしくは重度の認知症のため失禁状態にある方

※生活保護受給者で紙おむつの支給を受けられる方は対象外です。

**利用料**／無料